

令和7年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第3号）

令和7年3月5日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1番	常世田 正 樹	2番	伊 藤 春 美
3番	菅 谷 道 晴	4番	戸 村 ひとみ
5番	伊 場 哲 也	6番	崎 山 華 英
8番	井 田 孝	9番	島 田 恒
10番	片 桐 文 夫	12番	林 晴 道
13番	宮 内 保	14番	飯 嶋 正 利
15番	宮 澤 芳 雄	16番	伊 藤 房 代
17番	向 後 悦 世	18番	景 山 岩三郎
19番	木 内 欽 市	20番	松 木 源太郎

欠席議員（2名）

7番	永 井 孝 佳	11番	遠 藤 保 明
----	---------	-----	---------

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進 課 長	椎 名 実	総 務 課 長	山 崎 剛 成
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	池 田 勝 紀

税務課長	榎澤 茂	市民生活課長	齋藤 邦博
環境課長	高根 浩司	保険年金課長	高野 久
健康づくり課長	飯島 正寛	社会福祉課長	向後 利胤
子育て支援課長	八馬 祥子	高齢者福祉課長	椎名 隆
商工観光課長	大八木 利武	農水産課長	伊藤 弘行
建設課長	齊藤 孝一	都市整備課長	飯島 和則
会計管理者	小澤 隆	消防長	常世田 昌也
上下水道課長	多田 一徳	教育総務課長	向後 稔
生涯学習課長	江波戸 政和	スポーツ振興課長	金杉 高春
監査委員局長	杉本 芳正	農業委員会事務局長	戸葉 正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤 昭和	事務局次長	黒柳 雅弘
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（飯嶋正利） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 宮 内 保

○議長（飯嶋正利） 通告順により、宮内保議員、ご登壇願います。

（13番 宮内 保 登壇）

○13番（宮内 保） おはようございます。議席番号13番、宮内保です。令和7年第1回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

今回、私は5項目について質問させていただきます。

1項目めは市長の政治姿勢について、市長に就任して3年8か月余りを振り返って、市政運営の総括と自己の評価についてお伺いいたします。

さて、米本市政がスタートしたのはコロナ禍の中で、大変厳しい状況の中、そしてその後、ロシアのウクライナへの侵攻による厳しい経済状況が続いている中でありましたが、まちづくり方針として、「豊かな旭を次世代へ」とのスローガンの下、六つのまちづくり方針を掲げ取り組んでこられました。

これまでに経済対策では、コロナ禍におけるプレミアム付商品券の付与率の引上げをはじめ各種給付金の給付、持続可能な地域づくりや施設の再編では、ふたば保育所や消防東部分

署の統合や干潟地域にある三つの小学校を統合したひかた樺小学校の開校に向けた改修事業の着工、子育て支援では、学校給食費無償化の対象範囲の拡大やファミリー・サポート・センターの設置、またロケツーリズム、シティプロモーションの推進や移住サポートセンターの設置、地域おこし協力隊を活用した移住・定住の促進など、将来を見据えながら様々な施策をバランスよく進められてこられたのではないかと思います。これは合計特殊出生率が1.38と県内3位にランクインしたということが示すように、旭市におけるまちづくりが順調に進捗し、成果が出始めた表れであると感じております。

そこで、まずこれまでの米本市政を振り返り、ご自身としてどのように評価をしているのかお伺いいたします。

続きまして、2項目めはマイナンバーカードとマイナ保険証について、マイナカードの保有状況とマイナ保険証の登録状況から、今後の受診への対応をお伺いいたします。

まず、平成28年から登録が開始されたマイナンバーカードの旭市における保有状況はどのくらいなのかお伺いいたします。

続きまして、3項目めは高病原性鳥インフルエンザ対策について、高病原性鳥インフルエンザの現状と県、市の対策、また発生農家に対する支援をお伺いいたします。

県内で昨年から今年に入り、鳥インフルエンザの感染が相次いで確認されている状況でありました。全国でも年明けから過去に例がないほどのペースで急速に増えており、ウイルスが蔓延していることは明らかで、危機的状況となっているようでありました。県内を含めた養鶏場が密集している地域での連続発生が目立っているといい、農林水産省は最大限の警戒を呼びかけております。千葉県では銚子市、旭市、匝瑳市の農場で短期間に連続して発生しており、県は自衛隊や自治体などに協力して殺処分、消毒といった防疫措置を進めたようですが、現在はどのような状況なのかお伺いいたします。

続きまして、4項目めは感染症対策について、新型コロナウイルスとインフルエンザの感染状況とワクチンの接種状況及び自己負担額についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染者が2020年1月に国内で初めて確認されてから5年となり、昨年8月までの死者数は累計で13万人に上り、そのうち65歳以上の高齢者が96%を占めているようで、高齢者が重症化しやすい状況は変わってはおらず、2023年5月に感染症法上の5類に移行しましたが、その後も流行の波は繰り返しております。新型コロナウイルスの感染者と同じようにインフルエンザの感染者も近年では最多とのことで、厚生労働省は1月9日に全国約5,000か所の定点医療機関から、昨年12月23日から29日の1週間に報告されたインフ

ルエンザの感染者数が1医療機関当たり64.39人だったとの発表がありました。現在の集計方法になった1999年以降で最多となったとのことであります。

そこで、旭市における新型コロナウイルスとインフルエンザの今年度の感染状況についてお伺いいたします。

5項目めは、带状疱疹ワクチンについて、带状疱疹ワクチンの接種状況と自己負担額、また今後の取り組みについてお伺いいたします。

带状疱疹は水痘、水ぼうそうと同じウイルスが原因で、成人の9割がウイルスを保有していると言われており、加齢や疲労により免疫が低下したときにウイルスが再活性化して引き起こされることが多いようで、発症する人の割合は70代が最も高く、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。重症化すると神経の損傷による痛みが長く続いたり、麻痺が残ったりするおそれもあります。

带状疱疹ワクチンは任意接種の位置づけのため、原則全額自己負担でありました。国内で使用されるワクチンのうち、1回接種の生ワクチンは約8,000円、2回接種の不活化ワクチンは約4万円かかり、経済的負担の重さから接種をためらう人がいるのが実情でありました。そのようなことから、本市においては昨年4月より接種費用の一部を公費で助成するようになりましたが、ワクチンの接種状況と自己負担額についてお伺いいたします。

以上5項目についてお伺いいたします。なお、再質問は質問席で行いますので、分かりやすい簡潔な答弁をよろしくお願いたします。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問事項の1、市長の政治姿勢についての（1）についてお答え申し上げます。

令和3年7月、市長という大役を拝命して以来、市長としての職務を遂行する中で、改めまして責任の重さを実感するとともに、その職責を全うするため日々努力を積み重ねてきたところでございます。

これまでの取り組みを振り返りますと、まず新型コロナウイルスへの対応として、ワクチン接種体制の充実や感染防止の徹底に取り組んだことはもちろん、経済回復、物価高騰対策として市民や事業者への支援を行いました。

また、私が選挙時に掲げた「豊かな旭を次世代へ」に関する六つのまちづくり方針に基づ

き、既存事業についても、私のまちづくり方針と合致しているか、課題や問題点を整理し、取り組んできたところがございます。

私のまちづくり方針の一つであります対話による開かれた市政につきましては、市民と市長との対話集会をはじめ、地域意見交換会や子ども議会などで様々な分野・世代の方々からまちづくりに対する率直な意見等を伺ってまいりました。

少子化や人口減少対策としては、結婚・出産・子育て・定住を一連のものとして捉え、分野横断的な切れ目のない支援を展開してまいりました。

議員からもご紹介がございましたが、学校給食費の負担軽減を含めた子育て世帯への経済的支援、シティプロモーションや移住・定住促進の取り組み、保育所や学校の再編、ファミリー・サポート・センターの設置などがございます。また、安全・安心なまちづくりに向け、間もなく竣工を迎えます消防東部分署の建設のほか、水道施設の耐震化や空き家対策、防犯カメラの計画的な設置にも取り組んでまいりました。

ただいま申し上げましたように、人口減少や少子高齢化、また近年の物価高騰などの全国的な問題、そして旭市が抱える課題を克服するため、様々な世代の意見を聞き、限られた財源を有効に活用しながら、チーム旭でしっかりと各種の施策を進めてまいりました。自身としてはおおむね及第点をつけられるのかなと認識しているところでございます。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） マイナンバーカードの保有状況につきましては、令和7年1月31日時点のデータで回答します。

市民のマイナンバーカードの保有枚数は4万7,623枚、保有率は75.9%です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、大きな項目3、高病原性鳥インフルエンザ対策についての（1）の現在の状況についてお答えをいたします。

千葉県では、昨年10月23日に香取市の採卵鶏農場で県内初の感染が確認され、今年に入ってから1月12日と15日に銚子市の採卵鶏農場で2事例の疑似患畜が確認されて以降、過去最大となる16事例が発生し、335万6,426羽が殺処分されました。そのうち旭市では7事例で94万5,744羽が殺処分され、市内養鶏の40%が影響を受けております。

千葉県によりますと、1月以降に連続して発生した高病原性鳥インフルエンザは2月27日をもって防疫措置は全て終了したと聞いております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、私からは4の感染症対策についてと、5の带状疱疹ワクチンについて回答申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスとインフルエンザの感染状況ということで、新型コロナウイルス感染症の県全体の定点当たりの感染状況につきましては、5月から感染者が徐々に増加し、7月下旬の15.82人をピークに、その後減少傾向となり、2月3日から2月9日の報告数は7.31人で、冬場になっても大幅な感染拡大は見られておりません。

海匝地域における同期間の報告者数ですが、8.75人ということで、県全体と比べ1.44人多い状況でございます。

続いて、インフルエンザの県全体の定点当たりの感染状況でございます。11月下旬から急激に増加し、12月中旬には60.03人、12月25日にインフルエンザ警報が発令されております。1月中旬からは減少しておりまして、2月3日から2月9日の報告者数では4.10人となり、また全ての保健所管内において警報継続基準の10人を下回ったため、2月12日にインフルエンザ警報が解除されております。海匝地域における同期間の報告者数は3.75人で、県全体と比較して0.35人少ない状況となっております。

続きまして、带状疱疹ワクチンについてでございます。

带状疱疹ワクチン接種につきましては、50歳以上の方を対象としまして、今年度から助成を開始いたしました。対象者数は3万2,910人、12月末現在の接種者数は518人です。そのうち生ワクチンは155人、不活化ワクチンは363人で、接種率は1.6%となっております。接種者を年代別に見ますと70歳代が最も多く、接種者全体の37.6%となっております。

市からの助成額につきましては、接種者費用の2分の1で、生ワクチンは上限を4,000円、不活化ワクチンは上限1万円を2回となります。自己負担額につきましては、生ワクチンは約4,000円、不活化ワクチンは2回で約2万円から2万6,000円となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） それでは、市長の政治姿勢についての再質問をさせていただきます。

最後に市長からおおむね及第点という自分の評価をされましたけれども、私は個人的にはもっともっと高い評価をしてもいいのかなと。非常に厳しい状況の中で、課長をはじめ市長陣頭指揮の下、大分頑張ったのかなと思いますので、その辺もう少し上げてもいいのかなと

思います。それは個人的な私の意見です。

では、再質問をさせていただきます。

米本市長におかれましては、市長就任とともに新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していく中でありました。またロシアのウクライナへの侵攻などによる原油価格、物価の高騰などと非常に厳しい経済状況の中で、市政への取り組みに対しては厳しいものがあつたのではないかと感じております。特に新型コロナウイルス感染症対策では、旭市の市民の命と生活を守る様々な施策でありました。近隣他市の市民からも羨ましがられる支援・給付事業でありました。

そのような中ではありますが、市長の任期は今年の7月30日となっております。開会日には施政方針を表明され、本議会において令和7年度の予算案が提出され、そして令和7年度からは第3期旭市総合戦略がスタートするわけでありましたが、今後も市長として日本一住みよいまちづくりに向け、市政に携わられていくのかお聞きいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 議員からもございましたが、令和7年度からは新たなまちづくりに向け第3期の旭市総合戦略がスタートするところであり、また本定例会におきまして、令和7年度の予算を提案させていただいているところでございます。令和7年度の予算では、子育て支援や教育環境の向上、また東日本大震災などの教訓を踏まえ、災害に強いまちづくりなどを推進しなければならないと考えております。

また、海業の推進など、令和7年度から本格的に協議を進めていくものをはじめとして、銚子連絡道や津波避難道路など主要道路の整備促進や、小・中学校や保育所の再編、水道施設の耐震化など、着手はしておりますが、引き続きスピード感を持って取り組んでいく必要のあるものがまだまだございます。

本年7月には合併20周年の節目を迎えます。豊かな旭を次世代へつなぐため、将来を見据えながら次の10年、20年に向けた新たな一步を踏み出すことが必要と考えていることから、市民・支援者の皆様などのご意見を伺いながら、前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 米本市長、前向きなご答弁ということで、ありがとうございました。

2月21日の定例の記者会見で米本市長は、国の動向や市の財政状況、今後の見通しを踏まえ

つつ、新しい総合戦略のスタートの年であり、新市誕生20年の節目の年であることから、積極的に事業を展開するとの説明がありました。

そこで、総合戦略のスタートの年でもあり、まだまだ問題が山積しておりますが、市民の声に応えるためにも、再度立候補を前向きに決断してくださるようお願い申し上げます。いろいろありがとうございました。

それでは、次の質問に入ります。マイナンバーカードとマイナ保険証について再質問させていただきます。

マイナンバーカードの保有状況については分かりました。全国、また千葉県全体と比べて保有枚数の率は少し低いように思われたんですが、今後どのように保有枚数、率を高めていくのかをお伺いいたします。またマイナンバーカードに記載されている電子証明書の更新、そしてカード自体、マイナンバーカードの有効期限は10年ですが、その更新状況はどうかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 保有の促進につきましては、個人宅または福祉施設へ職員が赴いて申請受付を行う出張申請受付サービスを行っております。個人宅の場合、対象者は75歳以上の方、障害をお持ちの方、要介護状態の方、寝たきりで外出が困難な方に限りますが、申出があれば職員がご自宅へ訪問し、申請書の作成や写真撮影を行い、出来上がったカードを書留郵便でお届けします。福祉施設の場合は、利用者を集めていただければ、その時間に職員が訪問します。

以上の申請方法も含めまして、新規に取得された方は、昨年10月以降、毎月600人から800人となっています。

更新の状況につきましては、マイナンバーカードに記録されている電子証明書の有効期限が取得から5回目の誕生日までであり、今後この更新に来られる方の増加が見込まれます。この更新と新規取得の方を合わせて昨年の12月は1,200人ちょうど、今年の1月は1,118人の市民が窓口に来られました。

また、マイナンバーカードの有効期限は10年、取得時に18歳未満だった方は5年となっております。カード自体の更新に来られる市民も徐々に増加しております。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 更新状況についてはよく分かりました。ちょっと大変なのかなと思います。

ます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、昨年12月に厚生労働省がマイナンバーカードに健康保険証機能を持たせたマイナ保険証の利用登録の解除件数が、11月末までの1か月間で1万3,147件だったと明らかになりました。情報のひもづけ、誤りが相次ぐなど制度への不信感が背景にあると見られるようで、解除後は保険証代わりとなる資格確認書を使うか、既存の保険証も最長で12月1日まで利用できるようですが、旭市における状況はどうかお伺ひいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、宮内議員からの再々質問につきましてお答えいたします。

マイナ保険証は、社会保険等全ての医療保険を対象といたしておりますが、このうち国民健康保険並びに後期高齢者医療の状況についてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、令和6年12月2日以降、紙の健康保険証の発行は廃止となっておりますが、経過措置といたしまして、令和6年12月1日時点で有効な紙の健康保険証をお持ちの場合は、記載された有効期限、最長令和7年12月1日まで使用することが可能となっております。本市では昨年8月1日付で健康保険証の一斉更新を行いましたので、最長で令和7年7月31日までは、資格情報に変更がない限り従前の紙の保険証をご利用できることとなっております。なお、これは後期高齢者医療制度についても同様の扱いとなっております。

続いて、マイナ保険証の登録状況でございますが、国民健康保険では、令和6年12月時点で被保険者数1万5,706人に対しまして、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録をした方は1万50人で、割合といたしましては63.99%となっております。

次に、後期高齢者医療では、加入者数が1万824人に対しまして、6,850の方が利用登録してございまして、割合は63.34%となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 今ご答弁にありましたけれども、マイナ保険証の登録件数がまだ63%と、後期高齢者も63%ということで、まだまだちょっと少ないように思いますので、なるべく登録が増えるように、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、4回目の質問なんですけれども、マイナ保険証は医療機関に設置しているカードリーダーなどで登録手続をすることで利用可能となり、登録は昨年11月末時点で約

7,874万件に上り、一旦登録しても解除できる仕組みは10月28日から導入されておりました。また、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書が申請不要で届くとのことでありました。マイナ保険証の利用率は、昨年11月が18.52%、12月2日から8日までの1週間は28.29%に上昇したようではありますが、旭市の利用率はどうなのか、また、既存の保険証は12月2日で新規発行がされなくなるとのことですが、マイナンバーカードのない人の保険証はどうなるのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、宮内議員からの4回目のご質問につきましてご回答申し上げます。

利用率につきましては、直近の状況といたしまして、令和6年12月時点での利用状況をお答えいたします。

まず、国民健康保険ですが、12月時点のマイナ保険証利用人数は7,970人で、利用率は40.37%となっております。

次に、後期高齢者医療では利用者数が7,931人で、利用率は37.72%となっております。

なお、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録をなされていない方につきましては、健康保険の資格を証明する資格確認書を交付する予定でございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。利用人数なんですけれども、まだ40%ちょっとと、後期高齢者医療のほうは37%ぐらいということで、まだまだ低いようなんですけれども、私も実は昨年よりマイナ保険証を使うようになって、ずっと顔認証でやっていたんですけれども、顔認証でやっていたものですから暗証番号を忘れてしまいまして、再度やり直したんですけれども、やはりすごく便利で、すごく簡単にできるわけですから、もっともっと周知して、みんなが使えるようにしていただけたらいいのかなと思いますので、その辺、よろしくお伺いいたします。

それでは、続きまして3項目めの高病原性鳥インフルエンザ対策について再質問させていただきます。

先ほど課長からも答弁ありましたけれども、2月27日に県の発表がありまして、鳥インフル防疫措置完了、銚子市、旭市、匝瑳市の養鶏場の連続して計16例確認された高病原性鳥イ

インフルエンザについては、県は27日、防疫措置が全て終了したと発表がありました。発生農場の半径3キロメートル以内の鳥の移動制限は、同県内で異常が確認されない限り3月2日午前零時から順次解除されるというような発表がありました。

ちょっと再質問する前なんですけれども、昨日の農業新聞に、私は知らなかったんですけども、昨日、島田恒議員がアメリカではすごいんだよということで、農業新聞に出ていたんですけども、アメリカではこの1月、2月に処分された採卵鶏は前年度同期比20倍の3,000万羽が殺処分されたと。やはりアメリカでも卵が高騰して、1月の卵価が96%高にもなったということで、米国鳥インフル感染爆発ということで農業新聞に出ていました。そんなことで、終息しましたけれども一応再質問させていただきます。

県は、相次ぐ鳥インフルエンザの発生を受け、対策経費として100億円の補正予算を編成し、専決処分して防疫措置として実施する殺処分費用などのほか、今後新たな鳥インフルエンザの発生を想定した備えのための経費を盛り込んだようではありますが、鳥インフルエンザが発生した養鶏場に対して、殺処分された養鶏または卵などの補償はどのようになるのか、また発生した養鶏場から3キロメートル以内の鳥などの移動を禁止するほか、卵なども3から10キロメートル以内からの区域外への搬出を禁止するようではありますが、そのような移動禁止になった養鶏場への補償はどのようになるのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 高病原性鳥インフルエンザの発生により、本市の畜産農家は大きな影響を受けております。特に殺処分を余儀なくされた農家にとっては、経営の維持や再開に向けた負担が非常に大きく、市といたしましても事態を重く受け止めております。

現在、国や県において家畜伝染病予防法に基づく殺処分に対する手当金の支給や消毒等の費用補助が予定されております。そのほか、影響を受けた畜産農家の経営再開、経営継続、経営維持を支援する家畜疾病経営維持資金による貸付けや利子補給を通じて畜産農家の経営を継続できるよう支援体制を整えております。市といたしましては、本資金について県や関係機関と連携して無利子となるよう実施してまいります。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） どうか支援のほうをよろしく願いいたします。

それでは、県内で猛威を振るう高病原性鳥インフルエンザでの防疫作業に当たる県の職員が延べで1万人を超えたとのことが明らかになりました。不足する防疫作業員の確保の方策

など、検討するよう国に対して要望したようでありますが、旭市に対して防疫作業員の要請はあったのか、また要請で旭市の職員が防疫作業に従事した人数はどのぐらいいたのか、どのような作業を行ったのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 県からは、高病原性鳥インフルエンザが発生し、これ以上の蔓延を防止するため、一刻も早い殺処分が必要となることから、県の家畜伝染病対策本部長から市長へ、防疫従事者の職員の派遣依頼がございました。これを受け、すぐに市の対策本部会議を開催し、全庁体制で職員を派遣することといたしました。派遣した職員数は213人で、県からの要望に応じた作業を行っております。

具体的な作業内容は、海上庁舎南側駐車場とひかた市民センター北側駐車場の2か所の消毒ポイントの設置や海上公民館へのサブステーションの設置と運営、農場内の防疫作業、農場周辺の通行止めなどの作業を行っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。大変だったと思います。

それでは、最後の質問ですが、蔓延防止に向け、発生農場とその周辺の農場、道路の消毒の徹底のほか、防鳥ネットの設置、修繕などの鶏舎の隙間の穴埋めなど、野鳥や野生動物の侵入を防ぐ対策などが肝要のようでありますが、対策に不備がないか点検を怠らないことが大切であります。今の現状で市としての対応や対策はどのように進めていたのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 高病原性鳥インフルエンザの発生は、畜産農家に深刻な影響を及ぼすことから、関係機関と連携しながら万全な対策を講じる必要があると認識しております。

市では、高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合の対応として、旭市急性悪性家畜伝染病発生時対応マニュアルに沿って、各課が速やかに情報を共有し、円滑な連携により迅速かつ適切な対応ができるようにしております。具体的な内容は、サブステーションや消毒ポイントなどの準備体制、関係各課及び関係機関などへの通報体制、市の対策本部の組織体制、報道機関等への対応、市民への広報や相談など国・県・近隣市町・関係機関及び畜産農

家が連携を図りながら、迅速かつ徹底した防疫措置の協力や支援ができるようにしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 大変でありますけれども、敏速で徹底した防疫措置の協力や支援ができるようお願いしたいと思います。

それでは、4項目めの感染症対策について再質問させていただきます。

大分詳しくご答弁していただきまして、ありがとうございました。

2月27日の千葉日報の感染状況の新聞記事なんですけれども、県内コロナ3週間連続減、インフルエンザは6週間ぶりに増加、県は26日、県内の定点医療機関から1週間、17日から23日までに報告されたものを報告ということで、やはりまだ増えたり減ったりを繰り返しているようですけれども、そのような中でありますけれども、再質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症はインフルエンザ並みの感染症になったと言われておりますが、2023年の死亡者数を見ると、インフルエンザの1,300人に対し、新型コロナウイルス感染症は3万人以上に上ります。そのような中、コロナはもう終わった、普通の風邪と同じだなどと考える傾向があるようですが、インフルエンザと同じようにワクチンの定期接種が開始されております。旭市における新型コロナウイルスとインフルエンザのワクチンの接種状況と、市からの助成金と本人の負担は幾らなのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザの定期予防接種につきましては、ともに65歳以上の方と60歳から64歳の方で内部疾患のある方が対象となります。対象者数は2万337人でございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況につきましては、1月末現在、接種者数2,409人、接種率は11.9%となっております。助成額につきましては、国から8,300円、市から2,000円を合わせて1万300円で、本人負担額は5,000円程度となります。

インフルエンザワクチンの接種状況につきましては、1月末現在、接種者数1万1,266人、接種率は55.4%となっております。市からの助成額は1,000円でございます。本人負担額は3,000円程度となります。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。助成額等よく分かりました。

それでは、再々質問をさせていただきます。

感染を防ぐためには、人混みに行くときはマスクをする。小まめに手洗いをする。そして規則正しい生活、バランスのよい食事、質のよい睡眠、室内では小まめに換気をする。どれも当たり前のことなのですが、大切な予防手段のようですが、本市においては、市民に対する感染予防にはどのような対策をしているのか、また、どのような指導、周知をしているのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 新型コロナウイルスとインフルエンザの感染や重症化を予防するために、市の広報やホームページなどで、手洗いやマスクの着用、小まめな換気など基本的な感染対策についての周知を図っております。また、定期予防接種の対象となる方へは、個別に案内通知を送り、早めの予防接種のほうを勧めております。

インフルエンザにつきましては、千葉県に注意報や警報が発令された際に、状況を見ながら防災無線やLINE等で基本的な感染対策、予防接種を受けることの必要性などについて周知を行っております。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 指導、周知のほうをよろしくお伺いいたします。

それでは、最後の質問なのですが、今後の旭市における新型コロナウイルスとインフルエンザのワクチン接種の対応についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 来年度のインフルエンザワクチンの接種につきましては、定期接種のほか市独自に生後6か月から高校3年生、妊婦、内部障害で身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、今年度と同様に1,000円の接種費用の助成を予定しております。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましても今年度と同様の対応を準備しておりますが、現在のところ国から詳しい内容がまだ示されていない状況でございます。国からの情報に注視しつつ、内容が分かり次第、必要な対応を行ってまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） それでは、最後の5項目めの带状疱疹ワクチンについて再質問させていただきます。

今現在、自己負担金が生ワクチンの場合は4,000円、不活化ワクチンが2回で2万円から2万6,000円となるようですね。

では、先日、公明党の新聞でちょっと分かったんですけども、带状疱疹ワクチンが定期接種化ということで、4月からなるということで、私も知らなかったんですけども、公明党の新聞を見てちょっと気がついたんですけども、そのようなことで再質問させていただきます。

2025年4月より、带状疱疹ワクチンの定期予防接種化が開始されることになっています。個人の予防に重点を置き、原則65歳の人と、経過措置として70歳から5歳刻みの年齢の人を対象に、接種費用の一部を公費で助成していくようではありますが、定期接種化に向けて旭市の取り組みについて伺いたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 議員おっしゃるとおり、来年度から带状疱疹ワクチンの接種が定期予防接種となります。対象者は65歳の方と60歳から64歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方、経過措置としまして、70歳から100歳までの5歳刻み年齢の方になります。また、100歳以上の方につきましては、定期接種開始初年度に限りまして全員が対象となります。対象者数は合計で約4,300人となります。

本市の来年度の带状疱疹ワクチンの接種につきましては、今年度同様に50歳以上の方を対象とした任意接種費用の助成を継続し、助成額についても今年度同様の額を予定しております。ただ、助成を受けられるのは、定期接種、任意接種にかかわらず、生涯に1度限りです。

なお、生活保護受給者の方は、国からの助成により無料で接種を受けることができます。

現在、定期予防接種の開始に向けまして準備を進めており、定期接種の対象となる方へは、4月中に個人通知を発送する予定でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。定期予防接種の開始に向けて準備を進めているということでありました。どうかよろしく願いいたします。答弁は要りません。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員の一般質問を終わります。

宮内保議員は自席へお戻りください。

◇ 島 田 恒

○議長（飯嶋正利） 続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（9番 島田 恒 登壇）

○9番（島田 恒） 議席番号9番、島田恒です。令和7年3月第1回の定例会において、通告に従って一般質問をさせていただきたいと思います。

2項目、おのおの3点の質問です。再質問については質問席にてさせていただきたいと思っています。

まず、1項目めですけれども、高病原性鳥インフルエンザの対応についてであります。これについては先ほど宮内議員からのご質問もありましたので、重複部分もあろうかと思えますので、その部分については簡潔な答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

1番、高病原性鳥インフルエンザの対応についてということで、（1）として、高病原性鳥インフルエンザの近隣の発生について、ここは先ほどご答弁いただきましたので、飛ばしていただいてもよろしいかと思えます。

（2）殺処分された患畜、病気になった鳥ですけれども、その鳥を埋める、埋却するか、焼く、焼却かということだと思いますが、その方法についてお伺ひしたいと思います。埋却、焼却はどのように処分されたのかということでもあります。

（3）家畜伝染病予防法の改正について伺います。これは法律的な問題ですとか、それから、今後の法律的な課題ということについてお伺ひしたいと思います。

2項目めです。農業政策についてであります。

農業政策の方向性ですとか、あるいはこれからの取り組みについて、我々旭市の特性を踏まえて、積極的な推進、これからされると思えますけれども、それについての見解をお伺ひしたいと思います。特に若手農業者でありますとか移住者、そういう方の定着支援についてお伺ひしたいと思います。

（2）スマート農業の導入と技術革新の推進についてお伺ひしたいと思います。

DXとよく言われますけれども、その中の一環として、スマート農業ということですが、それに関する、特に農業組織の現状というものについてお伺ひをしたいと思います。

最後に、（3）であります。この旭市の農業を核とした地域の経済活性化についてお伺ひしたいと思います。

やはり観光ですとか地元産業との連携というものが大変鍵になってくると思いますので、その具体例等も含めてお伺いをしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） それでは、初めに大きな項目1、高病原性鳥インフルエンザの対応についての（1）の近隣の発生被害状況についてでございますが……

○議長（飯嶋正利） 1はカットじゃなかったかな。

○農水産課長（伊藤弘行） それでは、（2）の殺処分された疑似患畜の埋却、焼却処分の方法についてであります、その方法はということであります。

高病原性鳥インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から、速やかに殺処分を実施し、その後の埋却、焼却を適切に行うことが重要になります。千葉県によりますと、2月4日に殺処分が終了し、埋却、焼却を実施していると聞いております。埋却については、迅速に処理ができる方法として、農場の敷地内または近隣の適切な場所に保管し、環境基準を満たした上で実施されます。具体的には、地下水汚染を防ぐために一定の深さを確保し、消石灰を用いて消毒を行った上で埋却されます。周辺環境への影響を最小限に抑えるため、土壌の浸透率や地下水位などの条件を慎重に調査した上で埋却場所を決定しています。

次に、焼却処分については、発生農場内に適切な埋却地が確保できない場合や環境面で懸念がある場合には、焼却施設において高温焼却を行っております。

続いて、（3）の法律的な問題と今後の課題についてであります、家畜伝染病予防法に基づく防疫措置は一定の効果を上げておりますが、初動対応の迅速化や殺処分の効率化が求められています。特に大量発生時には、埋却地の確保や焼却処分が課題となり、地域によっては迅速な対応が難しくなっています。今回のように、一つの農場の規模が大きく、農場が密集した地域で連続して発生していることから、自衛隊などとの連携による迅速な防疫措置の実施体制について検討が必要でないかと思っております。

続いて、大きな項目2、農業政策についての（1）の若手農業者の育成と定着支援についてですが、本市の基幹産業である農業を持続していくためには、若手農業者の育成と定着は非常に重要なことであると認識しております。旭市では様々な施策を展開しておりますが、一つの例を申し上げますと、就農時の年齢が45歳以下の新規就農希望者については、海匠農業事務所をはじめとした関係機関との連携により、青年等就農計画の作成支援から各種補助

金の交付、就農後のフォローアップまでをワンストップで支援する体制を取っております。

続いて、(2)のスマート農業に関する農業組織の現状についてであります。本市におけるスマート農業の推進については、農業の担い手不足や生産性の向上などの課題を踏まえ、ICTやAI、ロボット技術などを活用する上で、効率的かつ持続可能な農業経営を実現することが重要であると考えております。

現在、本市でも農業者組織がスマート農業の導入を進めております。具体的には、ドローンを活用した農薬散布やGPS搭載の自動運転トラクターの導入など、特に規模の大きい農業者組織を中心に普及が進んでおります。

続いて、(3)の農業を核とした地域経済の活性化についての観光や地元産業との連携の具体例はあるかということでございます。

旭市の観光いちご組合が1月から5月のゴールデンウィークまでの期間に合わせ、割引券のついたチラシを作成し、イチゴの直売や摘み取り、イチゴの食べ放題などを行っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き島田恒議員の一般質問を行います。

島田恒議員。

○9番（島田 恒） 項目1の高病原性鳥インフルエンザの状況ということであり。これについての再質問です。

発生状況については先ほど宮内議員のご質問でご回答いただきましたけれども、再質問ですけれども、私の住む地域、海上の台地に多くの鶏舎が集中しているといってもいいかと思っておりますけれども、大変な被害が発生した。特にその地域と銚子市というのは隣接していますので、恐らくこれは市町村どうこうの問題ではないんだということであり。

数年前にも同様の病気が発生しております。農家はかなり神経質に防除を行っているとお

聞きしますけれども、私が実際に聞いた農家でもできる限りのことはしているというようなお答えをいただいています。それでもなお伝染する。

それでは、その原因は一体何なのかということですが、県だとか研究機関など発生の特定についてはどういう認識か。先ほど宮内議員のほうからご紹介ありましたけれども、アメリカは3,000万羽殺処分、ここには飛来する野鳥がウイルスを持ち込み、ネズミなど野生生物が運び役になって拡散と、変異株の出現が相まって終息の兆しは見えない。世界的規模で発生しているというような現状であります。こういう中でウイルスの伝染経路について、国であるとか、研究機関あるいは検査機関等の見解があればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） ただいまの質問にお答えする前に、先ほどの埋却、焼却の関係で私の答弁にちょっと誤りがありましたので、そこだけ訂正させていただきたいと思います。

まず、殺処分の完了日なんですが、私は先ほど2月4日と申し上げましたが、2月5日の誤りでございました。それから埋却について、発生農場の敷地または近隣の適切な場所を「保管」と言ってしまったんですが、「確保」の間違いでございますので、訂正のほうをよろしく願いいたします。

それでは、お答えをいたします。

ウイルスの伝染経路について、国の機関等の見解についてお答えさせていただきます。

高病原性鳥インフルエンザの主な感染経路としては、渡り鳥によるウイルスの持ち込みが挙げられています。環境中に排出されたウイルスが飼育の鳥へ直接または間接的に感染することで、国内の家畜に広がると考えられております。近年、養鶏農家の大型化に伴い被害が拡大する傾向が見られます。特に飼養羽数が多い大規模農家では、従業員の増加や鶏卵、糞便の搬出などで農場への出入りが頻繁になることから、感染リスクの増加が懸念されており、適切な防疫措置の強化が求められております。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 今課長のほうから、大気中のウイルスというお話もありましたけれども、そうすると防除は相当難しい、厳しいということになります。しっかりと外部を遮断した環境で、そういうふうに行っているところもあります。換気扇をつけて、さらにそこにフィルターをつけているところもある。しかし感染したケースもある。

一方、あまり適当な例ではないんですけれども、平飼いの、要するに土の上で飼っている

鳥、ここは感染していなかったりするんですね。だからよく分からない。放し飼いは大丈夫だったとか、その農場など非常にリスクが大きいにもかかわらず感染のないところもあるなどの例もある。非常に厳しい問題ですので、ぜひ検査機関の原因の解明についても要望していただきたいと思います。私の近くで、先ほど海上公民館で、非常にそこを全部使って防除に努めていたということで、なかなかこれは一般の方々には目に止まらないというような状況ですけれども、非常に粛々と作業が行われていました。改めてそのご労苦、対応に感謝を申し上げたいと思います。

次の質問2に移りたいと思います。

埋却、焼却処分の方法についてでありますけれども、養鶏の方々とお話をしますと、今後の経営については先が見通せない。なぜかという、廃業も検討せざるを得ないというようなお話も、そんな厳しい声もお聞きします。これは発生状況の埋却、焼却の数についてはどのように埋却したのか、焼却した件数については県では公表していないということですが、養鶏農家にとっては、事業を再開するためには、埋却地の確保、先ほど課長言いましたけれども、確保というのがクリアする要件であるということですが、非常に厳しいものがあるということです。

処分費についてちょっとお伺いしたいんですけれども、処分費については県の補正で100億円組まれましたけれども、これは県独自のものなのか、あるいは国からそういうものがあるのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 千葉県は1月からの県内の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置を速やかに行う必要があることから、殺処分や埋却などに要する経費として2回の補正予算を行っております。財源の内訳は、国庫支出金の家畜伝染病予防費負担金が50億円、災害復興・地域再生基金からの繰入金金が50億円となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。県の補正予算の対応も非常に迅速であったかなと思います。

ただ、この予算というのは、どちらかという防除に関するもの、その人件費等、そういうものが中心になると思うんですけれども、畜産農家の経営が再開して、継続できるように

はどうしても公的な支援というのは必要になってくるんだと思います。畜産農家の防除の徹底というのはもちろん必要でありますけれども、この鳥インフルについては、ある意味、今でも原因も特定できない、言わば災害というような一面もある気がします。

先ほど宮内議員のご紹介にもありましたけれども、農業新聞のアメリカの記事の中でも、アメリカの農務省は1,500億円規模の拠出を決めたという記事でした。つまり、それほど世界的な規模の問題だということになります。このような大きな、世界的規模になった大きな養鶏農家、この養鶏農家というのは先ほど申し上げましたように、特定の地区に生産が集中する中で被害も大きくなるわけなんですけれども、法律的な対応が果たして適正なものなのか、現状に合っているのかという疑問について、これは市で決めるような話ではありませんけれども、再質問として、家畜伝染病予防法なるものに対して、国の法制度の見直し等、こういうものを受けて情報があれば、再質問としてお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 法的な問題と今後の課題という面でお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

家畜伝染病予防法に基づく防疫措置は一定の効果을上げておりますが、初動対応の迅速化や殺処分の効率化が求められております。特に大量発生時に埋却地の確保や焼却処分が課題となり、地域によっては迅速な対応が難しくなっております。今回のように、一つの農場の規模が大きく、農場が密集した地域で連続して発生していることから、自衛隊などとの連携による迅速な防疫措置の実施体制について検討が必要ではないかと思ひます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 今回の対応についても、県の職員はかなり多くの方が対応しております。また、民間の一部業者ですとか、あるいはこの地域のJAちばみどりの職員等についても対応しているわけですが、自衛隊の出動、もちろんありました。お答えのように、人的な確保というのはこれからの一番の課題になってくるような気がします。

そのような中で、私はこういう問題については、国がより積極的に関与すべきではないかというふうに思ひます。県の対応にも限界があります。我々の地域についても、川を越えれば茨城県ですので、県ごとに対応するというのではなくて、国が統一的な、例えばマニュアルとか実行計画を策定して支援体制をしっかりと強化すべきだろう。県が直接防疫措置を実

施するのではなくて、国主導で対応できる仕組みなどが必要ではないかと思えます。

先ほどご回答ありました埋却地の確保、焼却の問題についても、私は焼却が一番適正だと思いますけれども、感染家畜の処理場などを国がある程度管理し、都道府県が利用できる制度、そういったものを検討するだとか、あるいは焼却するにしてもキャパの問題がありますから、例えば移動式の焼却施設を国レベルで考えるのも一つかなというふうに思います。これについては市長も、鳥インフルエンザの対応については、県・国に対してなされているところでありましてけれども、ぜひ実態に合った制度の充実というものを求めていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

地域住民に対する理解の増進、周知についてでございますけれども、養鶏業に限らず、本市には養豚、酪農、肉牛と様々な畜産の形態があります。農家だけでなく、農業改良普及センター、農業共済組合、JA、さらには関係団体と連携して、この防除に取り組むことが被害を最小限に食い止めることにつながるんだと思います。迅速な封じ込めで一番大切なのは、その後の経営再開であります。一刻も早く再開する、そのための支援と地域の方々のご理解が必要だと考えます。正確で丁寧な情報の発信をお願いしたいと思います。

次、2の農業政策のほうに移りたいと思います。

農業政策の再質問ですけれども、本市の農業生産は、皆さんご案内のとおりであります。千葉県第1位である一方、やはり農業従事者の高齢化が進んで、若手の育成・定着が課題となっております。本市としても、旭農業高等学校ですとか、東金農業大学校ですとか、JAなどと連携して定着を後押しするには、実質的な研修制度などの充実だとか、あるいは経営資源の拡充というのが求められてくるんだと思っています。

新規就農者が経営安定するまでの支援策を強化することは大変必要になります。例えば農地を、特に外から入ってきた人は、農地をどういうふうを取得するかだとか、機械導入をどうするか、販売のルートをどういうふうの開拓していくか、それをどうサポートするか、より実効性のある対策が必要なんだと思いますけれども、そういう中で特に移住就農希望者に対する具体的な支援策についてはどういうものがあるか、簡単に分かる範囲でお答えいただきたいと思えます。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 令和5年度より移住検討者向けの農業体験を実施しており、本市

の農業と雰囲気を知ってもらう機会の間を創出しております。国の就農支援制度である経営発展支援事業や経営開始資金のほかに、旭市独自の取り組みとして、市外から転入して農業を始めようとする若者などへの家賃を支援する転入者農業チャレンジ支援金、新たに農業を始める方に対して農業機械、農業施設の取得費や農地の賃貸借費の一部を支援する新規就農者支援事業などの事業を実施することで、将来的に本市の農業の中核的な担い手となるよう支援しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。

本市のこの支援制度というのは、ほかの市に比べても大変充実しているものだと私も考えています。一方でそれでもなお、特に私の地域ももちろんそうなんですけれども、高齢化によって廃農するあるいは離農する方々が多く出てきました。ほとんど私の、かつては町内12軒あるんですけれども、半分以上は農業関係、七、八割が農協あるいは農業に携わっている人なんですけれども、今は2軒しかありません。高齢化によって非常に農家の数が少なくなってきているわけです。

そういう中で、円滑な事業承継というものが課題になってきているんだと思います。例えば後継者がいない農家に、移住によって新規就農を希望する人たちなどに対して、市としてマッチングする仕組みの整備というのも必要だと思います。再々質問として、この廃農する、離農する農業者の事業承継というのは移住就農希望者への力強い支援になると思うんですけれども、こういうことについてのご見解があればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 廃農する農業者と新規就農希望者とのマッチングは、双方にメリットがある支援として推進してまいりたいと考えております。令和7年度から導入を予定している地域おこし協力隊では、一つの例として、廃農する農業者と協力隊のマッチングを行うことで、廃農予定の農業者の下で農業を学びながら、いずれ農業を継承してくれる協力隊を育成することもできると思います。農業のノウハウや経営資産を絶やすことなく、新規就農者への支援にもつなげることができればと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） この廃農する農家、設備ですとか、もちろん農地もそうなんですけれども、そういうものを活用して、移住就農希望者がスムーズに経営を開始できるような環境、今お話がありましたように、協力隊の拡充というのも予定されている中で、これは農業に限ったことではありませんけれども、自営業者もそうですけれども、事業承継には積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。事業承継の税制的な優遇だとか、あるいは資金・支援の拡充を、これは国や県と連携しながら、きめの細かい対応を進めていただきたいと思います。

続いて、（2）に移りたいと思います。

スマート農業に関して、スマート農業の導入支援についてですけれども、私の周りでも農業用ドローン、結構大きなものですが、そういうものを導入した農家も四、五名もう既にいます。実際その作業も見学させていただきましたけれども、これは相当な労力の軽減になると思います。ドローンに限らず、スマート農業の効果的な推進について、特に農業関係の団体との連携について進める予定は今あるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） スマート農業の推進においては、農業関係者との連携が極めて重要であると認識しております。本市では、農家の高齢化や担い手不足といった課題に対応するため、省力化、効率化を実現するスマート農業の導入を積極的に推進しております。

今後も農業関係団体と情報共有などの連携を深めながら、実際の農業現場に適したスマート農業の導入を促進し、持続可能な農業の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） このスマート農業の導入というのは、個々の農業者の取り組みの努力だけではなくて、あそこでもドローン買ったよ、ここでも買ったよというのはあるんですけども、そういうものを取りまとめているとか、どうやって資格を取ったらいいとか、そういうところを協議会ですとか、そういうものがあるかという、なかなかないということですので、JAとか農業法人などの団体あるいは行政の支援、連携というのは不可欠なんだと思います。本市としても、このスマート農業の導入を支援するために、農業関係団体とどのような協議を行い、どのような具体的な施策を実施していくかというのが、その推進の鍵になると思います。スマート農業に関する補助金ですとか研修制度を利用して、導入を

後押しするための仕組みをさらに強化は、考えていると思いますけれども、やっていっていただきたいと思います。

次に、今管内の農業団体との連携についてお聞きしましたけれども、さらに地区外の農業関連企業との連携というものの推進は、お考えがあるかお聞きしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 島田議員、これは（３）の再質問ですか。

○９番（島田 恒） （２）です。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農家の高齢化や人手不足といった課題に対応するためには、先端技術の導入は必要不可欠であります。今後は農業関係企業との連携を深めながら、スマート農業の推進に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○９番（島田 恒） このスマート農業を加速していくためには例えば農機メーカーですとか、さらにはIT企業というところとの連携が非常に重要になってくるんだと思います。まだまだ市内の農業者と農業関連企業との連携というのは、あまり聞いたことはないように思われます。今後の対応、課題として、本市としてスマート農業技術というものを提供する企業と連携したり、例えば試験導入だとか実証実験の研究の場所を提供するとか、そこをつないでいくとか、そういう取り組みもぜひ進めていただきたいと思います。農業者個人というのは、直接的にそういう企業と何かつながるといことはなかなかできませんので、マッチングの支援ですとか、あるいは導入補助制度の拡充というものをぜひ検討していただきたいと思います。

次の（３）の再質問に移ります。

農業に限らず、観光ですとか地元産業との連携を強化していくということで、地域経済の活性化が期待できると思います。そこで再質問でありますけれども、道の駅がありますけれども、道の駅の拡充によって地元産品を販売する場というものをさらに整備していく計画はあるか、あるいは地元産品の充実を図る計画があるかお聞きしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 地元産品を販売するスペースの拡大であったり、大幅なリニューアルの計画は現在ございません。販売スペースの広さは変わりませんが、現在新しい種類

であったり、珍しい種類の野菜などを出荷されている方もおられます。このような新しい商品や端境期での出荷など、スペースの使い方について指定管理者と協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 季楽里あさひは地元産品の有力な販売拠点として重要な役割を果たしていると思います。売上げも順調に、恐らく10億円ぐらいになってくるのでしょうか。本市の重要な広告塔でもあります。さらなる拡充は計画していないということですが、私がたまに訪れますと、特に休日ですとか、あるいは観光バスが来たりすると非常に混雑する。ごった返している状況です。地元の農水産物、水産物も含めて地元の食材のアピールをするには、あるいは加工品のアピールをするには最適の場所だと思います。観光客というものを増やすためにも、地元食材を生かしたレストランのメニューですとか、さらには飲食スペースの拡充、農産物の加工品の販売の強化ですとか、たまにはイベントの開催をしながら、積極的な戦略を、管理者ともぜひ検討していただきたいと思います。

次の再々質問に移りたいと思います。ちょっと話題が変わりますけれども、今国においては、農林水産省と環境省が連携して、地域におけるバイオマス資源の活用を推進するバイオマス産業都市の認定制度を設けて、これまで全国で複数の自治体が認定を受けております。本市において、農業残渣等の地域資源を活用したこのバイオマス産業都市の指定などに取り組む予定はあるかお聞きしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 本市における農業残渣等の地域資源の有効活用については、資源循環の促進や脱炭素社会の実現、さらには地域経済の発展に大きく寄与するものと考えております。

バイオマス産業都市の指定には、地域のバイオマス資源を活用する明確な方針の下、エネルギー供給や資源循環を通じた産業振興、雇用創出に資する取り組みが求められております。また、自治体のみならず、地域の事業者や農業団体、研究機関等との連携が不可欠となっております。本市においても、関係機関と連携しながら、バイオマス利活用の可能性について調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） このバイオマス産業都市につきましては、私もかつて、一昨年だったと思いますけれども、同じような質問をさせていただきました。それから、恐らく全国的には、今数をおっしゃられませんでしたが、100以上のバイオマス産業都市指定というのがあると思います。単純に考えると1県に二つ以上ということになります。千葉県というのは全国で今4位ですか、非常に高い県でありますので、そこで全く指定がないというのもどうなのかなという気がちょっとしております。再質問なしで、これで最後にしたいと思います。

幾つかの提言をしながら質問を終了させていただきたいと思いますが、本市の農業というのが、将来に向かってしっかり継続するためには、こういう地域の資源というものを活用しながら、さらには環境対策というのも、農業のまちとして必要なものだと思います。このバイオマス産業都市への指定というのは、例えば家畜の排せつ物あるいは食品残渣、廃材、あらゆる自然由来の資源、いわゆるバイオマス資源といいますが、活用する基本的な計画であります。具体的にはバイオマス発電ですとか、家畜排せつ物の堆肥化、様々な取り組みを考えていくことです。

最後に、本市の誇る農水産業の強みをもっと生かして、スマート農業あるいは事業承継の促進、移住就農支援を強化させていただきたいと、そのために幾つか提言して質問を終わりにしたいと思います。一つ目、移住就農者の支援強化として、特に就農支援として、研修制度を充実させて、実地のある研修制度を創設してはいかがかというのが1点。

スマート農業について2点目ですけれども、農業者あるいは団体、それから企業などと連携して、その導入支援、実証実験を行う。そのための組織づくりの支援、3点目、地域をアピールする拠点でもある季楽里あさひの拡充というものをぜひ検討いただきながら、地域の特色を生かした特産品の開発を強力に進めていただきたい。

最後に、千葉県の最大の農業のまちとして、すばらしい資源を持つまちとして、バイオマス資源の活用注目して、バイオマス産業都市の研究というものを、これらを通じて本市の将来にしっかりとつなげる農水産業、それと地域経済の両立した取り組みを提言して、質問を終わりたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 答弁はよろしいでしょうか。

○9番（島田 恒） 結構です。

○議長（飯嶋正利） 島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 先ほど宮内議員からのマイナンバーカードとマイナ保険証のご質問におきまして、後期高齢者医療での利用登録者数6,856人のご回答するところ、6,850人のご説明させていただきました。6,856人でございますので、ご訂正をお願いいたします。失礼しました。

◇ 常世田 正 樹

○議長（飯嶋正利） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） 議席番号1番、常世田正樹です。昼に近づいて大分おなか減ってきましたけれども、急いでやりたいと思います。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。寒い中、傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。

本日は、旭中央病院附属看護専門学校の卒業式です。ご卒業される学生の皆さん、おめでとうございます。巣立つ皆さんに多くの幸がありますように、お祈りしております。

私からの質問は、定住の促進について、障害者福祉の充実についての2項目3点の質問となります。

1項目めは、定住の促進についてです。

（1）合計特殊出生率が県内で第3位になった要因についてお伺いします。

合計特殊出生率とは、一人の女性が生涯に産む子どもの数を推計した指標で、出産可能年齢の女性における各年齢ごとの出生率を合計したものです。令和5年、旭市は堂々の県内第3位の1.38という数字でした。1位は印西市の1.57、2位は流山市1.46、3位は同率の袖ヶ浦市1.38と、都市部であり人口が多く、利便性も高い県西部の自治体がランクインをしている中でのこの順位はすごいことであると思います。

一般的に出生率の上昇に影響を与える要因として、子育て支援策の充実、経済状況の安定、医療体制の充実、地域コミュニティの活性化、価値観やライフスタイルの変化等が考えられます。

もう少し細かく見てみると、出産・子育て支援金や育児休業制度の充実、ゼロ歳児保育や病児保育等といった保育の拡充、育休が取りやすい雇用環境の改善、所得水準の向上、周産期医療の充実、妊産婦に対する手厚いサポート体制の整備、子育ての相談相手や窓口の充実、

結婚や子育てに対する価値観の変化などなど様々な条件が複合していることが想像できます。

さて、旭市の合計特殊出生率が上昇した要因は何なのでしょう。喜ぶべきことなのですか、単純に喜んでいてよいのでしょうか。旭市の合計特殊出生率の推移を見てみますと、平成9年の1.56から増減を繰り返しながら下降傾向にありましたが、平成24年に1.53と盛り返しました。その後、平成30年に1.28と大きく下降を示し、下降したまま令和を迎えましたが、昨年に上昇しました。銚子市と匝瑳市もほぼ同様の低下傾向が見られていることから、ここ30年の間の合計特殊出生率の低下傾向は、社会構造によるものであることが分かります。

令和5年の旭市合計特殊出生率が上昇し、県内3位になった要因として考えられることについてお伺いします。

(2) 人口減少に歯止めをかけるための施策についてお伺いします。

コロナ禍による影響が大きかった時期に、結婚披露宴を行う方が激減しました。コロナ禍が明けた現在でも、披露宴を行う方は2人に1人以下になっているようです。私が育てる有機野菜も、以前は結婚披露宴でたくさん使っていただいていたんですが、今や経費節減で、有機野菜を使わなくなったり、披露宴の行われる回数が減少したりしたことで売上げが激減してしまいました。すみません、話がそれました。

現在はナシ婚の方も増えてきました。ナシ婚とは、結婚式を行わないで、二人で決めた日に婚姻届を提出するだけにするカップルのことです。一生に一度のことなのだからという考え方はもはや古いようで、結納を行わないカップルも8割以上、結納金もなしというのが当たり前となっております。

さて、旭市の今どきの結婚事情はいかがなものでしょうか。業種や年齢にも左右されるかもしれませんが、どのようなスタイルであれ、結婚する二人が納得して幸せならば、首を突っ込むことではございません。

最近、マッチングアプリを利用する方が激増しております。こども家庭庁の既婚者を対象にした調査によると、出会いのきっかけにマッチングアプリを挙げた人は最多の25.1%でした。4人に1人の割合です。結婚したいと思っている人同士が出会える手段として有効であると言えます。

一昔前は出会い系サイトというものがあり、怪しい負の印象が強かったのですが、マッチングアプリは様々な証明書を提出しなければ登録できないサイトであり、信頼度が飛躍的に向上しております。

しかしながら、50過ぎのおじさんの私から見ると、直接お会いしなければ不安で仕方があ

りません。平成19年度から始まった出会いの場創出事業の一環である旭市出会いコンシェルジュは、結婚願望のある男女が直接出会うことができるすばらしい事業であると思います。旭市出会いコンシェルジュの18年間の成婚者数は、令和6年3月31日現在で130名です。2月9日にはクラフトコーラ作り体験をしながら婚活というイベントが開催されたようです。ほかにも、フラダンス、クリスマスリース作り、ピザ作り、恋するバス旅などなどとても楽しそうなイベントを精力的に開催しております。

さて、クラフトビール作りの体験の参加要件についてなのですが、二十歳から39歳の方とあります。旭市出会いコンシェルジュの登録要件について、また直近3か年の登録者数について、男女別人数をお伺いします。

2項目めは、障害者福祉の充実についてです。

(1) 障害のある方の雇用促進についてお伺いします。

全国的に障害のある方が増加しております。内閣府障害者白書によると、2006年から2018年の12年間で655万9,000人から936万6,000人とおよそ300万人近くが増加しており、国民の約8%の方が障害を抱えている計算となります。八日市場特別支援学校でも、生徒数が急激に増加しております。

生徒数が増えれば、卒業生も増えます。軽度の障害のある方から就職が決まっていくようです。そのため、障害が重くなるほど就職先が不足するという状況が発生しております。障害が軽度の方の就職先が増えれば、この悪循環が解消されます。

民間企業でも障害のある方の雇用を促進しております。民間企業の法定雇用率は、2023年度2.3%、2024年4月から2.5%、2026年7月から2.7%へと引き上げられております。民間企業における障害のある方の雇用率が引き上げられることで雇用が拡大することは大歓迎なのですが、それでもまだまだ雇用先が足りません。今後は、民間企業だけでなく、自治体も積極的に障害のある方の雇用を増やすことが不可欠であると思います。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月1日に公布され、令和6年4月1日から、国及び地方公共団体に関わる障害者雇用率が、現状の2.6%から3%、ただし教育委員会にあっては2.5%から2.9%に改めることとされました。令和5年6月1日時点での本市の障害者雇用率は2.77%でしたが、今現在の障害のある方の雇用率は上昇したのでしょうか、併せて目標値についてお伺いします。

以上、2項目3点が1回目の質問となります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 企画政策課からは、大きな項目の1の（1）合計特殊出生率が上昇した要因として考えられることについて回答します。

本市はこれまで総合戦略に基づき子育て支援や移住・定住促進などの各種施策に取り組み、まちづくりを進めてまいりました。こうした市が総合的にまちづくりに取り組んできた結果が合計特殊出生率の上昇につながったものと考えております。

県内第3位の合計特殊出生率というのは大変誇らしいことではありますが、これに気を緩めることなく、より住みやすい、子育てしやすい、「ず〜っと大好きなまち旭」を目指して今後も取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 項目番号1の（2）旭市出会いコンシェルジュの登録要件について回答いたします。

会員登録できる方は、次の要件を全て満たす方です。

- 1、結婚を前提とした交際を希望していること。
- 2、二十歳以上で独身であること。
- 3、旭市に在住、在勤または在住予定者であること。ただし、女性は市外の方でも登録は可能です。
- 4、旭市出会いコンシェルジュに会員登録をしたことがないこと。

以上となっております。

それから、コンシェルジュの登録者数、直近3年ということなんですけれども、令和4年度の末で男性215人、女性31人、合計246人。令和5年度末で、男性243人、女性35人、合計278人。令和6年度、これは12月31日現在なんですけれども、男性が262人、女性が38人、合計300人ちょうどとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、大きな2の障害者福祉の充実についての（1）障害のある方の雇用促進について伺うということで、ご質問のほう、現在の障害者の雇用率とその目標値ということでございました。お答えいたします。

令和7年2月1日現在の障害者雇用率は3.13%となっており、法定雇用率を上回っている状況でございます。

目標値についてですが、第4次旭市障害者計画において、令和8年度までに市職員の障害者雇用率を2.6%にするとしておりますが、法定雇用率の見直しに合わせまして、次回の計画策定時に適切な目標値となるよう現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ご回答ありがとうございます。

それでは、答弁に対し再質問をさせていただきます。

1項目めの（1）について、旭市総合戦略に基づいた様々な施策が実を結んできた結果であるということです。しかしながら、第2、第3の矢を放っていかねば人口減少に歯止めをかけることはできないかと思えます。自然減によって人口は減り続けていきます。

1月の二十歳のつどいに出席させていただきました。旭市はこれほど多くの若者がいたんだという驚きがありました。色とりどりの晴れ着に身を包んだ女性の皆さん、スーツやはかま姿でびしっと決めた男性陣、久しぶりに再会する友人たちとの会話が弾んでおりました。ほほ笑ましく見守りながらも、このうち何人の若者が旭市に残ってくれるのだろうか、戻ってくれるのだろうか、セレモニーがあるから帰省してきたという若者が大半を占めているのではなかろうかとは思うと、少し寂しい気持ちになりました。

再質問として、本市の人口動態についてお伺いします。

高校卒業後、市内に暮らしながら就職する人数、大学や専門学校等を卒業後に市内へ戻ってくる人数、また関係人口として、周辺自治体から本市へ通勤している方の人数についてお伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、まず高校卒業後、市内に暮らして、市内外で働いている方の人数、それと大学を卒業後に市内へ戻ってきている人数ですが、こちらちょっと数の把握ができませんので、それを除いた若者の人口動態、それと周辺自治体から本市へ通勤している人数で回答いたします。

まず、若者の人口動態について、これは国勢調査のあった平成27年と令和2年の5年間にわたる5歳階級別の年齢区分別の転入・転出の動向によりお答えします。

本市では男女とも10歳から14歳が5年後、15歳から19歳になるタイミングと、それと15歳から19歳が二十歳から24歳になるタイミング、いわゆる進学、就職期において転出数が転入数を大きく上回る転出超過となっております。

一方で二十歳から24歳が5年後、25歳から29歳になるタイミングでは、転入数が転出数を上回る転入超過となっており、20代中頃から旭市に転入される方が増えているという傾向が見られます。こうした傾向は近隣市でも同様に見られますが、転入超過までは至っておりませんので、本市では近隣市と比較して二十歳から24歳が25歳から29歳になるタイミングでの転入者が多く、転入超過数が大きく上回っているという特徴があります。

次に、関係人口として、周辺自治体から本市へ通勤している人数になります。令和2年の国勢調査の15歳以上就業者の人数順で申し上げますと、匝瑳市から旭市に通勤している人数が1,869人で最も多く、続いて銚子市からの1,846人、次が香取市からの861人の順となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 1時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き常世田正樹議員の一般質問を行います。

常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁ありがとうございます。再々質問をさせていただきます。

進学や就職のタイミングで転出をする人数が多く、結婚やUターン就職等で旭市へ再び戻ってくる傾向にあるように思えます。中には家を建てるなら旭市と若いご夫婦が決断して転入が増えているのかもしれませんが、よい傾向であるかと思えます。

関係人口として、本市へ通勤・通学をされている人数が5,000人近くいるということに驚きました。県立高校が二つあり、工業団地を抱えているためであるかと思われます。ということは外貨を落としてくれていることにつながっているのかもしれませんが。

しかしながら、都会へ進学したり就職したりする若者は、転出したまま帰らない人がかな

り多いと思います。もちろん若者特有の都会への憧れという要素も大きく作用していると思います。私も大学は絶対都内と決めて進学しました。全国から多種多様な人々が集まる東京は魅力的であり、幅広い視野と柔軟な思考が持てるようになったと思います。同時に親から自立をするという気持ちも強く持てました。進学等で親元を離れることは視野を広げ、自立心を芽生えさせ、親のありがたみを理解させることにつながると思います。

しかし、卒業後、成人後、就職または結婚、子育てのタイミングで旭市へ戻ってきってもらう仕組みを構築しなければ、旭市で生まれ育った若者は流出したままになってしまうと思われます。若者を減らさない、若者を増やす施策について、今後取り組むことが想定される事業について伺います。学んできたことを生かせる職場、起業しやすい環境整備、AIや半導体分野を牽引する外資系企業、医薬品や医療機器の製造工場等を誘致する予定はございませんでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、商工観光課より、若者を減らさない施策、増やす施策についての今後の取り組み、あと企業誘致についてお答え申し上げます。

若者の雇用対策につきましては、現在、旭市雇用対策協議会による合同企業説明会を毎年4月に開催しておりまして、市内にある高校を中心に、近隣高校に通学する生徒が参加し、地元企業を知るよい機会となっております。

次に、起業に関しましては、商工会と連携した創業支援事業として、年に2回開催する創業セミナーや商工観光課における創業ワンストップ相談窓口において、相談者のニーズに合わせた支援を行っております。さらに、市内の空き店舗を活用する事業者に対する、空き店舗活用事業補助金による支援も行っております。

企業誘致につきましては、現在、市内にある二つの工業団地につきましては分譲済みではありますが、市内の未利用土地の情報等を県の企業立地課と共有しているほか、企業誘致及び雇用の促進に関する条例により、固定資産税課税免除等の奨励措置を講じることで、企業の進出促進を図っております。

なお、本議会において条例の一部改正議案を提出し、奨励措置の要件見直しも予定をしているところでございます。

将来的な幹線道路網の延伸や成田空港の機能強化を見据えまして、進出を検討している企業に本市を選択していただく、そうしてもらえよう今後も誘致のための環境を整えてまい

りたいというふうを考えております。よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

進学して高い専門性を身につけたとしても、働く場所がなければ若者は戻ってきません。郷土愛が強く、旭市のことが大好きでも、食べていくことができなければ、夢を実現することができないのであれば、また仕事に対して入れ込みがなければ、若者は戻ってきません。エッセンシャルワーカーの方も、所得格差が大きいため都市部へ職を求めてしまいます。子どもが進学するタイミングで旭中央病院の医師が都内へ引き揚げてしまうという現象も起こっております。

合計特殊出生率1.38を維持し、さらに上昇させるためには、若者の満足度を上げることが不可欠です。ひいては若年層への政治への関心が高まり、投票率の向上にもつながるかと思えます。地方の自治体が生き残りをかけて必死になっております。合計特殊出生率が県内第3位、また近隣自治体の中で旭市だけが消滅可能性自治体と判断されなかったことは、これまでの市長をはじめ執行部の取り組みが実を結んできているものと思えます。これからも若者を減らさない施策、若者を増やす施策について、なお一層の力を注いでいただくことを市長にお願いし、次の質問へ移ります。

1項目めの（2）について、思っていた以上にたくさんの方が登録されていて驚きます。イベントの内容を見ても、体験してみたい、興味深いものがたくさんあります。何回かイベントに参加することでお互いが顔見知りになり、会話をすることで仲よくなるというイメージかと思えます。しかし、39歳という年齢の上限が気にかかります。晩婚化が進み、厚労省の人口動態調査によると、2023年の平均初婚年齢は31.2歳となっております。30歳を過ぎたからそろそろ結婚でもと考えて、9年しかチャンスがないということになってしまいます。イベントの年齢の上限を撤廃する、または引き上げることはできないのでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 先ほど回答しましたとおり、会員登録のほうは年齢制限が、二十歳以上であれば年齢制限はありません。しかし、イベントのほうについては、内容やマッチング率を高めるためにある程度年齢層を近づけるようにしております。その上で、そういったイベントの内容や対象者を旭市後継者対策協議会において決定しています。対象者の年

年齢についても、イベント内容に見合う年齢層を協議し決定しておりますが、ただいまいただきましたご意見、会員のご意向が反映されるよう協議会で検討してまいります。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） それでは、再々質問をさせていただきます。

50歳を過ぎた農家の方から相談を受けました。結婚願望はあるのだが、畑と家、出荷場の往復で日々が終わってしまい、気がついたらこの年齢になってしまった。これから婚活といっても、マッチングアプリは抵抗があるし、市のほうで何かやってくれないかなという内容でした。40歳以上で結婚願望がある方に対し、行政として出会いや結婚のお手伝いをするとはできないのでしょうか。課長が検討していただけるという回答だったので、よろしくお願いします。

この方のように、農家で独身の40代、50代の方は、私の知り合いにも多くいます。独身のまま人生を終えるということは、市内の農家が減ることに直結してしまいます。農家になりたい、または農業に興味がある女性を全国から集める仕掛けのようなこと、農業体験や収穫体験を通じた農家を対象としたマッチングはできないのでしょうか。かなり切実な問題であると考えますが、見解をお伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 農家に限らず、商工業の担い手や会社員の方々についても、出会いの機会が少なくてなかなか結婚に至らないということは切実な問題だと思われま

す。後継者対策協議会の設置の目的は、若者の定住化と結婚対策としており、現在までのところ職業を限定することは行っておりませんが、JAちばみどりでは、先日、男性参加者を農業後継者に絞った会食パーティーを実施したと聞いております。本市の出会いコンシェルジュでも、ご提案にありました農業体験をテーマとしたイベントあるいは農業後継者を対象とするイベントを企画できないかどうか、後継者対策協議会に諮りたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 回答ありがとうございます。

晩婚化が進み、結婚適齢期という枠組みはなくなってきたかと思います。生涯独身を通すと決めている方もいらっしゃると思います。結婚しないことを悪いとは思っておりません。しかし、結婚を望んでいる方にとって、年齢を制限するということは、結婚する対象ではないのですよと言っているように聞こえてしまいます。市民の皆さんが希望を持てるまちづくり、市民

の皆さんの日々の暮らしが充足されることを願い、次の質問へ移ります。

2項目めの(1)について、目標値イコール法定雇用率を上回るという考え方ではないかと思うのですが、少しそういった印象を受けました。さらに、障害のある方の雇用を促進していかなければならないと思います。

県内の自治体において、チャレンジドオフィスという取り組みを行っている自治体が増えました。チャレンジドオフィスとは、障害のある方が就労する機会を提供するオフィスです。障害のある方の雇用促進や一般企業への就職を支援することを目的としております。庁内の業務を依頼され、文書発送や集配、パソコン入力、シュレッダー作業、ゴム印押し、シール貼り、資料の封入、会議室の準備や片づけ等の業務を行います。業務を通じて定刻に出勤することや、業務指示に従うことなど社会人としての基本的な行動を身につけていきます。チャレンジドオフィスを設置している県内の自治体は13あります。近隣ですと白井市、成田市があります。

障害のある方の法定雇用率を達成しているとのことですが、では何人の方を雇用しているのでしょうか。また雇用形態や所属部署、業務内容についてお伺いします。

○議長(飯嶋正利) 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(山崎剛成) それでは、お答えいたします。

令和7年2月1日現在の旭市役所での障害者雇用数は19人となっております。雇用形態としては、常勤職員が10人、再任用職員が1人、会計年度任用職員が8人となっております。所属については、総務課をはじめとした市長事務部局で11人、教育委員会事務局で6人、派遣職員で1人、消防本部で1人となっております。なお、消防職員については、障害者雇用促進法上、雇用率の算定から除外されることとなっております。

そして、業務の内容につきましては、基本的にそれぞれの所属における所掌事務を他の職員と同様に行っておりますが、一部の会計年度任用職員については、総務課において庁内各課から依頼を受けました資料の印刷や封入、宛名ラベル貼り、郵便仕分け、データ入力など幅広い業務を行っております。

以上です。

○議長(飯嶋正利) 常世田正樹議員。

○1番(常世田正樹) ありがとうございます。再々質問させていただきます。

自治体の規模の割に本市における障害のある方の雇用人数が多いことが分かりました。し

かしながら、障害のあるお子さんをお持ちのご家族は、お子さんが学校を卒業した後の進路にとっても不安を抱いております。景気が悪いということもあり、就職先を見つけるのにとっても苦労されております。市民であるご家族の不安を解消し、そして何よりも障害のある方が働くことの喜びを経験し、就職するための足ならしができるような環境をさらに整備していくことは、行政の務めであると思います。

本市では、障害のある方の雇用に努めていることが分かりました。会計年度任用職員として継続雇用をされていることも分かり、うれしく思います。職員として安定した継続雇用を行うと同時に、チャレンジドオフィスのような一般企業へ就職するための準備期間としての雇用も行い、障害のある方の就労の選択肢を増やすことはできないのかお伺いします。

また、本市では障害のある方を積極的に雇用しているのにもかかわらず、ネットで検索しても実績等が出てきません。チャレンジドオフィスとして取り組んでいることを表明すれば、県のホームページへ掲載されます。本市は福祉に力を入れているというアピールをするためにも、チャレンジドオフィスに取り組むことは意義のあることであると思われませんが、見解をお伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 本市におきましては、現在、障害のある方が一般企業に就労するための人材育成といった趣旨の雇用はしておりませんが、一部の会計年度任用職員の働き方といたしましては、チャレンジドオフィスと同様の業務を行っております。また、障害のある職員がほかの企業への就労を望む場合には、職業選択の自由にに基づき、できる限りの支援をしたいと考えております。

一方で、障害のある職員に市役所で働き続けてもらいたいという思いもありますので、ほかの企業への就労支援の機能を持つチャレンジドオフィスの設置につきましては、慎重に検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。課長の温かい考え方は分かるのですけれども、ただ、チャレンジドオフィスに登録すれば、もっと旭市も福祉に力を入れているというのをアピールできるので、手段としてみし検討していただけたらと思います。

庁舎に勤めているということは、ご本人や親御さんにとっても、安心のできることだと思

います。しかしながら、将来やりたい仕事や夢を持っている方も多いと思います。市役所で仕事に対しての心構え、例えば定刻に出勤して定時に帰る。挨拶の習慣、仕事への集中力、持続力を養うこと、そういった経験を庁舎内の業務を通じて身につけ、やりたい仕事へ巣立っていく。そういった選択肢を広げるサポートをお願いしたいと思います。

最後に、市長にお伺いします。

一人も取りこぼさないまちづくり、あったか旭、チーム旭を掲げている本市、障害のある方の雇用を積極的に行っております。しかし、特別支援学校を卒業した若者の就職先が足りておりません。現状の継続雇用と併せてチャレンジドオフィスを導入し、雇用人数をさらに増やして、実雇用率10%を目指しませんか。福祉のまち旭の代表である市長のお考えをお伺いします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 本市では、旭市障害者計画等に基づき、「ともに生きるまち、あさひ」をスローガンに掲げ、就労支援を含め、様々な障害福祉施策に取り組んでいるところでございます。

議員から提案がありましたチャレンジドオフィスの設置につきましては、先ほど総務課長の答弁にもあったとおり、市で雇用した職員は市役所に定着していただきたいといった思いもありますので、他事例を参考にしながら慎重に研究してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、障害者雇用については、市は民間企業の手本となるよう率先して行わなければならない立場にあることは十分認識しております。今後も法定雇用率の達成だけにとどまらず、障害者雇用を継続的に進めていくとともに、障害のある職員がその能力を十分に発揮し、自分らしく活躍できる職場環境の整備に努めてまいります。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 市長、とても前向きなご答弁、ありがとうございます。

千葉県では平成19年にチャレンジドオフィスを設置以来、運営を通じたノウハウ等を周囲の地方公共団体に幅広く情報発信をしております。県内外からの視察を積極的に受け入れていますので、もし検討していただけるのであれば、課長をはじめ職員の皆さん、視察をぜひお願いしたいと思います。障害があるからという理由で不当な差別や扱いをされないまち旭、福祉のまち旭を実践していただけたらと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定しました一般質問は終了いたしました。

○議長（飯嶋正利） これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時18分